

◆◆◆変更届(販売業)について◆◆◆

- ◎ 次の事項について変更が生じた場合、変更内容を説明又は証明する書類を添えて30日以内に届出を行う必要があります。(毒物及び劇物取締法第10条)
- ◎ 提出部数：1部(写しを取って控えを保管してください。)
- ① 氏名又は住所(法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地)
 - ② 毒物又は劇物を貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分
 - ③ 営業所又は店舗の名称
 - ④ 移転を伴わない住居表示変更による所在地の変更
 - ⑤ オーダー販売業から現物を取り扱う販売業、あるいは現物を取り扱う販売業からオーダー販売業に変更する場合(但し、一般から農業用オーダー販売へ等、業種の変更はできない。)
 - ⑥ オーダー販売業の同一ビル内での移転(下表参照)。
 - ⑦ 販売業の、同一フロア内での移転(下表参照)。

区 分	新 規 申 請 を 要 す る 場 合	変 更 届 等 を 要 す る 場 合
毒物劇物販売業 (オ ー ダ ー)	・ 同一ビル外へ移転する場合	・ 同一ビル内で移転する場合
毒物劇物販売業	・ 同一ビル内で階を移転する場合 ・ 同一ビル外へ移転する場合	・ 毒物劇物保管設備を変更(移転)させる場合 ・ 同一フロア内で移転する場合

1. 変更届(販売業)記載上の留意点

- (1) 業務の種別欄には、毒物劇物の一般販売業、農薬用品目販売業、特定品目販売業の別を記載すること。なお、オーダー販売業の場合は、「毒物劇物一般販売業(オーダー)」のように、後ろに括弧書きでオーダーと記入すること。
- (2) 登録年月日は有効期間の開始年月日を記載すること。
- (3) 変更内容は、変更前後の内容がはっきりわかるように記載すること。
- (4) 届出年月日は、提出日を記載すること。
- (5) 住所及び氏名は登録票をよく確認のうえ記載すること。

2. 添付書類

変更事項に対応する添付書類は次のとおり。

変 更 事 項		添 付 書 類
①	氏名又は住所（法人にあつてはその名称又は主たる事務所の所在地）	法人にあつては、登記事項証明書 個人にあつては、戸籍謄本又は戸籍抄本 （個人は氏名変更時のみ添付）
②	毒物又は劇物を貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分	変更内容の良くわかる図面等
③	営業所又は店舗の名称	なし
④	移転を伴わない住居表示変更による所在地の変更	各市・区・町・村長が発行する証明書
⑤	オーダー販売業 → 現物を扱う販売業	毒物劇物取扱責任者設置届及びそれに伴う添付書類（「毒物劇物取扱責任者設置届について」参照） 店舗平面図、保管庫に係る図面、登録票※
⑥	現物を扱う販売業 → オーダー販売業	登録票※
⑦	オーダー販売業の同一ビル内での移転時、又は販売業の同一フロア内での移転時	変更内容が良くわかる図面等

※ 書換え交付申請を提出することなく、新しい登録票を作成し交付します。